

平成18年5月15日	岐阜経済記者クラブ配付資料	
担当部署	担当者	TEL
財団法人岐阜県産業経済振興センター	小枝	058-277-1093

## ものづくり中小企業のみなさまへ

### 「中小ものづくり高度化法」説明会のご案内

今年6月に「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(中小ものづくり高度化法)が施行されます。

これに先立ち、制度の説明会を行うものです。

あなたの『技術』『アイデア』を実現しませんか？

- 日時： 平成18年5月24日(水) 13:30~15:00
- 会場： 県民ふれあい会館 (岐阜県庁西500m)  
14階 展望レセプションルーム
- 対象： 県内企業者、中小企業支援機関担当者
- 費用： 無料
- 定員： 30名
- 内容：
  - 【モノ作り基盤技術の研究開発支援】  
中小企業と川下大企業が協力して行う研究開発プロジェクトを資金面で支援
  - 【中小企業信用保険法の特例】  
民間からの借入を円滑化するため、公庫の保険限度額を引き上げ、信用保証協会の保証を推進する
  - 【特許料等の特例】  
開発の成果について、特許料・特許審査請求料を軽減

#### お問い合わせ先

(財)岐阜県産業経済振興センター  
産業支援部 担当 小川 または 小枝  
tel 058-277-1093 fax 058-273-5961  
e-mail sangyo@gpc.pref.gifu.jp  
下記 ホームページからのお申し込みもできます  
<http://www.gpc.pref.gifu.jp/>